

住宅使用料について

15～21ページまでの計算をすると申し込み世帯の認定月額が出ます。この認定月額により、申し込みの可否や毎月の住宅使用料（家賃）が決まります。

別表17
認定月額計算シート（試算用紙）
この用紙は申込書ではありません。あなたの認定月額の試算にお使い下さい。

1. 年間所得額

氏名	取入の種類	取入金額
北九州 A夫		円
世帯の年間所得額（合計）		1,500,000

2. 控除額

控除の種類	内容	控除額	控除額計
同居親族控除	同居しようとする親族・婚約者等（申込者を除く）		1,900,000円
別居親族控除	同居しないが同居親族に該当する人（所得額が50万円以上の場合はその額）		円
扶養親族控除	扶養親族に該当する3歳未満の人があり、世帯の収入が400,000円以下	400,000円 × 人	0,000
障害者控除	障害者（1級～3級）が同居するまたは扶養親族で特別障害者にはあたらない障害者がある場合	270,000円 × 人	0,000円
世帯の控除額（合計）			円

3. 認定月額

世帯の年間所得額 3,100,000円 - 世帯の控除額（合計） 1,900,000円 = 認定年額 1,200,000円

認定年額 1,200,000円 ÷ 12（ヵ月） = 認定月額 100,000円
(1円未満の端数切り捨て)

認定月額計算シート（別表17）で算出した認定月額を下の表に当てはめ、申込世帯に対応する住宅使用料の適用欄をみちびきます。

収入階層表

☆ 公営住宅へお申し込みの場合

認定月額	申し込みの可否	住宅使用料の適用欄
0～104,000円	可	A
104,001～123,000円	可	B
123,001～139,000円	可	C
139,001～158,000円	可	D
158,001～186,000円	裁量階層のみ可	E
186,001～214,000円	裁量階層のみ可	F
214,001円以上	申し込みできません。	

☆ 改良住宅へお申し込みの場合

認定月額	申し込みの可否	住宅使用料の適用欄
0～104,000円	可	A
104,001～114,000円	可	B1
114,001～123,000円	裁量階層のみ可	B2
123,001～139,000円	裁量階層のみ可	C
139,001円以上	申し込みできません。	

北九州市営住宅入居者募集案内書から

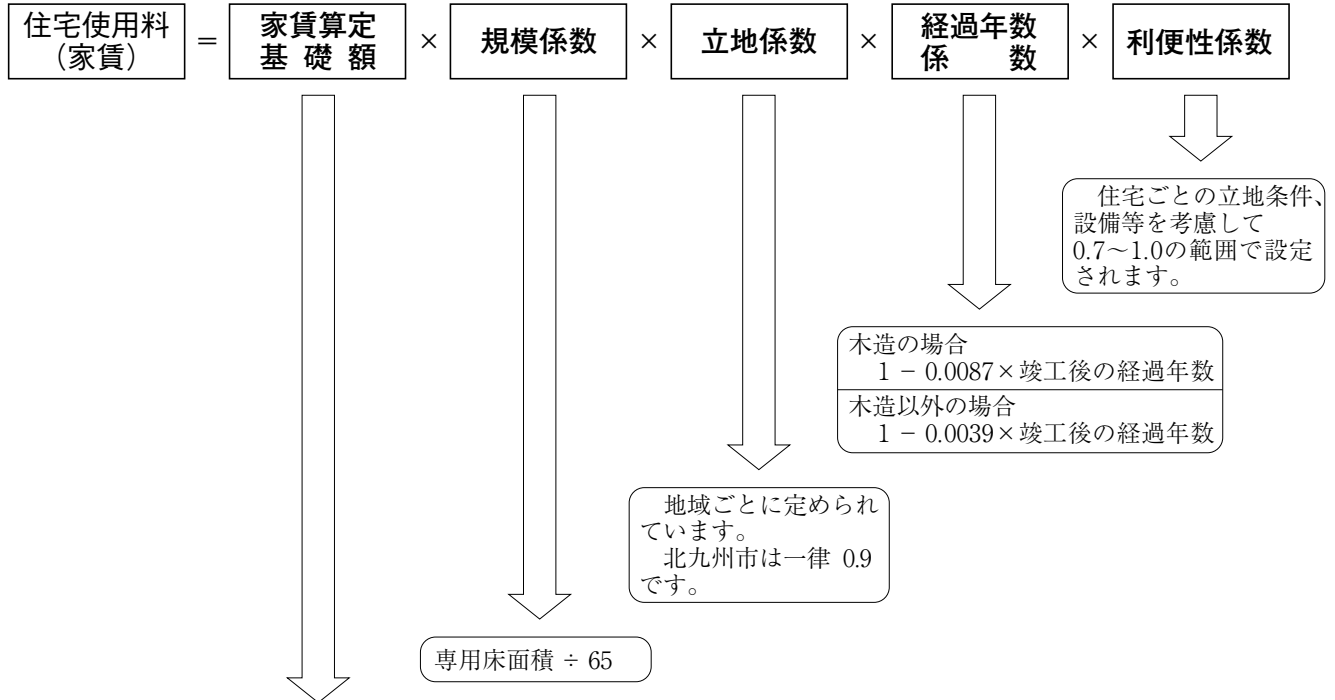
住宅使用料					
A	B	C	D	E	F
13,500	16,400	19,400	22,400	25,400	25,400
11,000	13,400	15,800	18,300	20,800	20,800
24,400	29,600	34,900	40,300	46,600	53,500
24,400	29,600	34,900	40,300	46,600	53,500
10,900	12,900	15,600	18,000	20,200	20,200

※上の例ではこの欄が適用されます。

上記で出した住宅使用料の適用欄は、別冊の「募集案内書」の募集団地一覧表で該当する欄の住宅使用料に対応しています。

☆ 住宅使用料（家賃）のしくみ

市営住宅の毎月の使用料は、入居者の収入に基づいて住宅ごとに次の算式によって決められます。（別冊の「北九州市営住宅入居者募集案内書」には入居許可予定日における当年度の住宅使用料が表示されています。）



☆ 公営住宅の場合

認定月額	区分 (=住宅使用料の適用欄)	家賃算定基礎額
0～104,000円	A	34,400円
104,001～123,000円	B	39,700円
123,001～139,000円	C	45,400円
139,001～158,000円	D	51,200円
158,001～186,000円	E	58,500円
186,001～214,000円	F	67,500円

☆ 改良住宅の場合

認定月額	区分 (=住宅使用料の適用欄)	家賃算定基礎額
0～104,000円	A	34,400円
104,001～114,000円	B1	39,700円
114,001～123,000円	B2	39,700円
123,001～139,000円	C	45,400円

※ 家賃算定基礎額は毎年変わります。

入居後は毎年度収入申告書を提出（毎年6月頃）していただき、この収入申告書の内容により翌年度の住宅使用料が決定されます。また、入居者からの収入申告書がない場合は、「近傍同種の住宅の家賃」を住宅使用料とします。

※「近傍同種の住宅の家賃」とは、民間賃貸住宅の家賃を参考に、法令に基づき算出した額です。

※毎月の住宅使用料の支払いは、入居者としての義務です。納期内に納めていただきます。

（口座振替を利用されると納め忘れがなく便利です。）なお、入居当初からの減免はありません。

申込書記入例

※赤ワクの中を記入してください。

※この申込書の裏面（左側）にある「申込資格等申告書」も必ず記入してください。

第1号様式（第3条関係）

北九州市営住宅入居申込書

北九州市長様
北九州市住宅供給公社理事長様

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実及び申込時の申告内容と相違するときは、
申し込みを無効とされても一切異議は申し立てしません。

【連絡先電話番号】

090-XXXX-XXXX (本人)

080-0000-0000 (妻)

(フリガナ)

氏名

キタキウシュウ イノ
北九州 A夫

住所

802-0001

北九州市小倉北区
浅野三丁目8番1号

<勤務先>

名称 O△会社

所在地 北九州市小倉北区内番1号

電話番号 093-xxx-xxxx

郵便物が届くようにアパート名や〇〇様方まで記入してください。

フリガナはカタカナで記入。

申込者および同居しようとする親族を全員ていねいにハッキリと記入。

入居する親族

親族番号	フリガナ 氏名	性別	マイナンバー 生年月日	年齢	続柄	備考 (該当番号に○をつける)
①	キタキウシュウ イノ 北九州 A夫	男	大昭平 xx/1/1	49	本人	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
②	キタキウシュウ イノ 北九州 B子	男	大昭平 xx/4/1	45	妻	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
③	ヤハタ シノブ 八幡 C子	男	大昭平 xx/5/1	25	長女	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
④	ヤハタ シノブ 八幡 D夫	男	大昭平 xx/12/1	30	長女の夫	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
⑤	コクラ イチ子 小倉 E子	男	大昭平 xx/7/1	65	妻の母	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
⑥	キタキウシュウ イノ 北九州 F夫	男	大昭平 xx/10/1	21	長男	1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .
⑦		男	大昭平			1 退職 . . 2 退職予定 . . 3 婚姻予定 . .

入居しない扶養親族

氏名	申込者との続柄	生年月日
1		. .
2		. .

入居しないその他の親族（入居している家族を扶養している方）

氏名	申込者との続柄
1	
2	

同居はしないが現に扶養している親族がいれば記入してください。

受付印

申込履歴 -

- (注) 1 市または、北九州市住宅供給公社が指定する窓口へ直接提出してください。ただし、募集区分によっては、郵便又はインターネットによる申し込みができる場合がありますので、「北九州市営住宅入居者募集案内書」を確認のうえ申し込んでください。
2 赤ワクの中を正しくていねいに記入してください。
3 後日、必要書類を提出していただきます。

「募集案内書」をごらんください。
希望する団地番号、団地名及び棟・
部屋番号等を記入してください。

住宅整理番号			異動理由	団地	住宅番号				入居許可日					
区	種別	構造			番	号	元号	年	月	日	理由			
							-							

希望団地(希望する団地番号、団地名及び棟・部屋番号を記入してください。)

あき家(抽選)		困窮(点数選考)		シルバーハウジング(点数選考と面接)	
番号	富ヶ丘 団地 (3 棟 102 号)	番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)
1		1		先着順	
番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)
2		2		常時	
番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)
3		3			
番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)	番号	団地 (棟 号)

収入計算欄

対象年度	所得金額				健康保険			寡婦寡夫	障害	備考
					本人	以外				
合計										

退職した方、退職予定の方、婚約で申し込む方は、その年・月・日を記入してください。

控除の内訳

控除種類	同居親族	別居扶養	老人扶養	障害者	特別障害	寡婦寡夫	特定扶養	合計
人数								
控除額								

認定月額	円 × 1/12 =
------	------------

認定ランク	住宅使用料
	円

申込書記入例

申込書裏面（申告書）記入例

※申込資格等申告書は、1～8の項目全ての該当箇所に印をつけてください。

（1～8の項目で該当箇所がない場合は申し込みできません。）

※記入もれがあると失格となります。ご注意ください。

2～8ページで確認してください。特に、单身者の方は申込資格にご注意ください。

申込資格等申告書

(全ての募集申込に記入)
 * 1～8の項目全ての該当箇所に印をつけてください
 * 1～8の項目で該当箇所がない場合は、申し込みできません

1 あなたの世帯は次のいずれかに該当しますか？（詳しくは、北九州市営住宅申込資格案内書の「申込資格」を参考にしてください）

一般世帯（夫婦（婚姻予定・内縁含む）、親子等）※他人同士は除く
 単身者（戸籍上の配偶者がいないこと）

}

- 満60歳以上の方
- 身体障害者手帳1～4級の方
- 療育手帳A1～B2で居住支援体制が整っている方
- 精神障害者保健福祉手帳1～3級で居住支援体制が整っている方
- 生活保護者
- DV被害者（資格案内書に記載の関係機関からの証明書が必要）
- その他（ ）

2 あなた及び同居する家族に暴力団員がいますか？

いいえ。私及び同居する世帯全員について、警察へ身元照会することに同意します。

3 あなたの国籍は、次のいずれに該当しますか？

日本国籍
 外国籍で北九州市に住所があり、住民票の在留期間が6ヶ月以上ある

4 あなたの現住所または勤務場所が北九州市内にありますか？

北九州市内に住所または勤務場所がある

5 現在の住宅の種類は、次のいずれに該当しますか？

}

- 民間賃貸住宅
- UR、県・市公社住宅
- 県営住宅
- 市営住宅
- 町村営住宅
- その他（ ）
- 社宅・寮
- 持ち家

}

- 売買契約成立
- 競売開始決定
- 建物を解体する場合に、その証明書類が提出できる
- 公共事業による立退き
- 住宅ローンの支払不能により手放すことが決まっている

6 現在、住宅に困っている理由は、次のいずれに該当しますか？（複数回答可）

家族と別居している

通勤に不便

住宅が狭い

収入に比べ家賃が高い

立退きを求められている

婚約中で住宅がない

住宅以外の建物に住んでいる

配偶者等からの暴力被害

他の世帯と同居している

その他（ ）

7 現在又は過去に、北九州市との信頼関係を損ねる行為があった、あるいは市営住宅の家賃等を滞納して、未だ未納である（同居者も含める）。

いいえ

8 一定の収入を超える世帯は入居できません。あなたの世帯の認定月額、次のいずれに該当しますか？
 （詳しくは、北九州市営住宅申込資格案内書の「申込資格」を確認後、「所得の計算方法」や「収入基準の早見表」を参考に試算してください）

	世帯の種類	公営住宅へ申込の場合	改良住宅へ申込の場合	申込の可否
<input checked="" type="checkbox"/>	一般世帯	158000円以下	114000円以下	申込可
<input type="checkbox"/>	一般世帯	158001円以上	114001円以上	* 申込できません *
<input type="checkbox"/>	※裁量階層	214000円以下	139000円以下	申込可
<input type="checkbox"/>	※裁量階層	214001円以上	139001円以上	* 申込できません *

※裁量階層については、北九州市営住宅申込資格案内書P6をお読みください

* 書類審査時に、住民票・所得の証明・健康保険証等を提出していただきます。
 なお、必要事項が記入されていない場合、また、審査の結果申込資格がないと判断された場合は、失格となります。

申込書記入例

2～8ページで世帯の確認をしてください。15ページからの「所得の計算方法」にしたがって計算してください。

※住宅困窮度申告書は、住宅困窮者募集に申し込む方のみ記入してください。

1～7の該当箇所に記入ください。

※記入した内容と、事実が異なると失格となることがあります。ご注意ください。

住宅困窮度申告書

(障害者世帯、年長者世帯、母子・父子世帯、多子世帯、障害単身者、年長単身者を対象とした募集に申し込む方のみ記入)

1 現在のお住まいの状況は、次のいずれに該当しますか？

- 母子寮・病院等、または事務所・倉庫などを住宅に転用した建物に住んでいる
- 他人の住宅に同居している
- 民間賃貸住宅（UR、県・市公社住宅を含む）に住んでいる
- 親族（兄弟・他の親戚等）の住宅に同居している
- 親または子の家に同居している
- 持ち家を持っている（手放すことが決まっている）
- 県営住宅、市町村営住宅、または社宅・寮に住んでいる
- その他

(例) 民間賃貸のアパートに住んでいる場合。

(例) 現在お住まいの家賃が60,000円で、その金額を市営住宅申込者及び入居する家族が支払っている場合。

2 現在の民間賃貸住宅の家賃額（共益費や駐車場代等を除く）と市営住宅申込者もしくは入居する家族が支払っている家賃額はいくらかですか？

家賃額（共益費や駐車場代等を除く） 60,000 円

うち、市営住宅申込者及び入居する家族が支払っている家賃額 60,000 円

自己の責任や都合によるものは該当しません。7ページをよく読んで確認してください。相手や立退きの理由も記入してください。

3 現在の住宅について立退きを求められていますか？

- 持ち家の競売が開始され、落札者が決定しており、その公的証明書類を提出できる
- 家主（親子関係は除く）の都合で立退く必要があり、その証明書類を提出できる（支払延滞、契約期間終了等自己の責任、都合によるものは除く）
- 公共事業で立退く必要があり、その公的証明書類を提出できる
- 裁判所の判決、調停、和解の結果、立退く必要があり、その公的証明書類を提出できる
- 該当なし

誰から 0000 間柄 家主

立退きの理由 老朽によるアパートの取壊し

4 あなた、または同居しようとする家族の方が、次の身体障害者手帳等を持っていますか？（障害年金の級とは異なります）

- 身体障害者手帳1級 身体障害者手帳2級 身体障害者手帳3級 身体障害者手帳4級
- 精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳2級
- 療育手帳A1 療育手帳A2 療育手帳A3 療育手帳B1
- 該当なし

手帳を持っている方の名前 0000

(例) 家族の中に身体障害者手帳2級を持っている人がいる場合。手帳を持っている方の名前も記入してください。

5 配偶者等からの暴力被害についてお尋ねします。（該当する場合は、関係機関からの証明書が必要になります）

- 配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設または母子生活支援施設に入所している、または当該施設等の保護が終了した日から起算して5年を経過していない 施設名 ()
- 裁判所に保護命令の申立てを行い、当該命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない
- 該当なし

(例) 配偶者等からの暴力が原因で、〇〇〇に入所している(していた)場合。

6 入居する方の状況についてお尋ねします。

*申込区分と同じ世帯の区分から選んで記入ください。
*ただし、障害者世帯、障害者単身区分で申し込まれた方で、①～③に該当する場合は、該当する箇所全てに記入ください。

- ① 年長者世帯または年長単身者の方（世帯の場合、最年長者の年齢）
 - 85歳以上 80歳以上85歳未満 75歳以上80歳未満
 - 70歳以上75歳未満 60歳以上70歳未満
 - 18歳未満を扶養している
- ② 母子・父子世帯の方（現に扶養している満20歳未満の子の数）
 - 4人以上 ()人 3人 2人 1人
- ③ 多子世帯の方（満18歳未満の子の数）
 - 7人以上 ()人 6人 5人 4人 3人

世帯の場合は、年長者世帯でなくてはなりません。4ページで確認してください。
(例) 夫68歳、妻70歳の世帯の場合。

7 申込み直前の6年間における「市営住宅申込状況確認カード」の住宅困窮者募集のスタンプの数は、いくつありますか？

- 18回以上 17回 16回 15回 14回 13回 12回
- 11回 10回 9回 8回 7回 6回 5回
- 4回 3回 2回 1回 0回

(例) 申込時の直前6年間の住宅困窮者募集に7回申し込んでいる場合。

*書類審査時に、住民票・所得の証明・健康保険証・各種手帳の写し・家賃証明等を提出していただきます。
なお、書類審査の結果、申告の内容と事実が異なるときは、すべての申し込みについて失格となることがあります。

書類審査時、証明となる書類で確認します。
手帳等をみながら、間違いのないよう記入してください。

申込書記入例

駐車場について（借上公営住宅を除く住宅へのお申し込みの場合）

- ① 駐車場が設置されている団地があります。申し込みは、入居決定後に、その団地がある区の市営住宅・市公社住宅相談コーナーで受け付けます。なお、空き区画がない場合は、順番待ち（待機）となります。
- ② 駐車場の使用は有料です（使用料は団地によって異なります）。また、申込手続き時に駐車場使用料の3ヶ月分相当額を保証金としてお預かりします。
- ③ 一定数以上の空き区画のある団地については、2台目の貸し出しや介護ヘルパー等のために使用する場合にも貸し出しができる場合があります。

※ 手続きに必要な書類や駐車できる車の条件など、詳しくは、市営住宅・市公社住宅相談コーナーでお尋ねください。

※ 駐車場以外の場所に駐車しないでください！

駐車場のない団地や駐車場の空き区画がない団地で、入居後に車を利用される方は、必ず、ご自分で団地外に駐車場を確保してください。

団地内や周辺の道路に駐車することは、車庫法で禁止されているだけでなく、消防車・救急車等緊急車両の活動の妨げになります。絶対に駐車しないでください。